

## 第2回総務教育民生常任委員会

令和5年3月13日（月）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 第1会議室

### 1. 委員長挨拶

### 2. 市長挨拶

### 3. 議長挨拶

### 4. 付託案件

- (1) 議第17号 財産の譲与について
- (2) 議第18号 財産の譲与について
- (3) 議第19号 財産の譲与について
- (4) 議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について
- (5) 議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について
- (6) 議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- (10) 議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (11) 議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (12) 議第29号 下呂市個人情報保護に関する法律施行条例について
- (13) 議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について
- (14) 議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について
- (15) 議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- (16) 議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について
- (17) 議第34号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について
- (18) 議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (19) 議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- (20) 議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- (21) 議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- (22) 議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (23) 議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (24) 議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- (25) 議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について

---

---

#### 出席委員（7名）

|     |   |   |   |      |    |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|------|----|---|---|---|---|
| 委員長 | 森 | 哲 | 士 | 副委員長 | 鷲  | 見 | 昌 | 己 |   |
| 委員  | 飯 | 塚 | 英 | 夫    | 委員 | 尾 | 里 | 集 | 務 |
| 委員  | 田 | 中 | 副 | 武    | 委員 | 中 | 島 | 新 | 吾 |
| 委員  | 中 | 島 | 達 | 也    |    |   |   |   |   |

---

---

#### 欠席委員（なし）

---

---

#### 委員外議員

|    |   |   |   |   |    |    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|
| 議長 | 今 | 井 | 政 | 良 | 議員 | 田  | 中 | 喜 | 登 |   |
| 議員 | 中 | 島 | ゆ | き | 子  | 議員 | 吾 | 郷 | 孝 | 枝 |

---

---

#### 説明のため出席した者の職・氏名

|               |   |   |   |     |           |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|-----|-----------|---|---|---|---|
| 市長            | 山 | 内 | 登 | 副市長 | 田         | 口 | 広 | 宣 |   |
| 教育長           | 細 | 田 | 芳 | 充   | まちづくり推進部長 | 田 | 谷 | 諭 | 志 |
| 企画課長          | 山 | 本 | 大 | 誉   | 企画課長補佐兼係長 | 青 | 木 | 一 | 英 |
| 財務課長          | 小 | 澤 | 和 | 博   | デジタル課長    | 熊 | 崎 | 孝 | 典 |
| まちづくり推進課長     | 熊 | 崎 | 浩 |     | 地域振興部長    | 小 | 池 | 雅 | 之 |
| 地域振興課長        | 細 | 江 | 隆 | 義   | 総務部長      | 今 | 瀬 | 成 | 行 |
| 総務課長          | 佐 | 伯 | 克 | 典   | 総務課主任     | 春 | 田 | 洋 | 希 |
| 秘書広報課長        | 小 | 林 | 哲 |     | 税務課長      | 今 | 井 | 寛 | 司 |
| 市民保健部長        | 森 | 本 | 千 | 恵   | 市民サービス課長  | 山 | 中 | 明 | 美 |
| 市民サービス課長補佐兼係長 | 岡 | 崎 | 晋 | 也   | 福祉部長      | 野 | 村 | 穰 |   |
| 社会福祉課長        | 熊 | 崎 | 嘉 | 文   | こども家庭課長   | 二 | 村 | 卓 | 良 |
| 高齢福祉課長        | 竹 | 田 | 太 |     | 金山病院事務局長  | 加 | 藤 | 和 | 男 |

|             |         |                          |         |
|-------------|---------|--------------------------|---------|
| 金山病院事務課長    | 松 田 和 幸 | 消 防 長                    | 遠 藤 英 幸 |
| 消 防 総 務 課 長 | 森 政 仁   | 消 防 総 務 課 対 策 監          | 熊 崎 直 人 |
| 金山振興事務所長    | 池 戸 清 伸 | 金山振興事務所副所長               | 中 島 康 裕 |
| 教育委員会事務局長   | 田 代 浩 弐 | 教 育 委 員 会<br>教 育 総 務 課 長 | 林 雅 人   |
| 学校給食センター所長  | 桂 川 直 也 |                          |         |

---

職務のため出席した者の職・氏名

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会総務課長 | 熊 崎 賀代子 | 主 任 主 査 | 柿ヶ野 明 広 |
|--------|---------|---------|---------|

---

○委員長（森 哲士君）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

ただいまから総務教育民生常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しており委員会は成立をしております。

なお、本日7番議員、それから12番議員、傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

それでは市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

今日からマスクの着用について、国のほうでは個人の自由に任せるというようなお話がございました。

市としましては、市民の皆様には国・県の方針を市民メールで流させていただいております。

あと、市役所の対応として、参考までに御報告だけしておきますが、市役所としては、執務時間中についてはマスクを原則着用します。屋外では臨機応変な対応、そこは個人の判断で臨機応変に対応する。来庁者へのマスクの着用の要請はしないということです。

あとは、検温器、消毒液、あと予防対策については従前どおり当面の間継続をさせていただくと、こういう方向で市役所としては進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長（森 哲士君）

ありがとうございました。

それでは次に、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（今井政良君）

おはようございます。御苦労さんです。

今ほど市長のほうからありました。議会のほうも、金曜日にメールで発信させていただいておりますけれども、議会のほうとしても、執行部と一緒にあって対応するというようなことで、お願いしたいと思います。

委員会とかについては、一応マスク着用で対応していきたいと思いますのでお願いします。

なお、本日、明日と2日間なんですけれども、局長が家族での濃厚接触者ということで今日、明日、一応休まれますので、よろしく申し上げます。

今日、明日、陰性であれば水曜日からは出勤していただくということで、今なっております。どうかよろしく申し上げます。御苦労さんです。

○委員長（森 哲士君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にま

めていただき、再質問は2回をめぐるといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全て付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和5年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第17号から議第21号までの5議案、議第23号から議第41号及び議第43号までの20議案、合わせて25議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんには円滑な進行になりますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、議第17号 財産の譲与について説明をお願いいたします。

#### ○財務課長（小澤和博君）

おはようございます。

議第17号 財産の譲与について御説明させていただきます。

議案書は19ページをお願いします。

当案件は、長年にわたり、上上呂区民が維持管理してきた墓地について、その土地のうち、下呂市名義になっている3筆を上上呂区に譲与するものです。

登記名義は下呂市となっておりますが、昭和の時代に当時の上呂組からの寄附やポツダム制令による帰属により、萩原町、下呂市へと所有権が移ってきたものになります。

平成30年3月26日に、認可地縁団体として法人格を取得された上上呂区が、今後も引き続き墓地経営を行う方針を明確にされ、令和5年1月5日に譲与の申入れをされたことから、今回認可地縁団体上上呂区に土地を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6項の規定により、議決を求めるものです。

譲与する財産は、表に記載の上呂地内の土地3筆です。

譲与する相手方は、認可地縁団体上上呂区、代表者 桂川善幸氏です。

資料を提出しておりますので、委員会資料の1ページを御覧ください。

少し見にくいですが、航空写真での土地の状況と位置関係です。大安食堂さんやしまむらさんから、国道、JRを挟んだ山側に位置しています。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（森 哲士君）

議第17号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上で、議第17号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第18号 財産の譲与について及び議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については関連がありますので、一括議題といたします。

議第18号及び議第32号の2件について説明をお願いいたします。

#### ○デジタル課長（熊崎孝典君）

ページにつきましては、資料3ページから説明になります。

議第18号 財産の譲与についてと議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明をいたします。

まず譲与財産の概要といたしましては、下呂市有線テレビ施設、通称下呂ネットサービスの施設、14の施設について譲渡を行うものです。

3ページの資料の中に、その一覧があります。

続きまして4ページになります。

譲与先はシーシーエヌ株式会社としております。

譲与の理由といたしましては、下呂市の有線テレビ施設の長期的安定な事業継続を図るため、第2期指定管理期間中、平成25年から29年度に施設の譲渡民営化の方針を決定し、第3期指定管理者は、「将来の民営化以降に対応できる企業」を前提とした公募を行ったところ、シーシーエヌ株式会社から応募があり、金山地域におけるF T T H化整備費用の一部負担と、設備譲与後に一定の負担金をいただき、現行サービスを維持・向上するとの提案を受けて指定管理が始まりました。

こうした過程を経て、同施設の管理運営主体を行政から民間事業者に移すことにより、飛躍的に高度化する技術革新への対応が可能となり、地域情報化の均衡ある発展が図られるとともに、長期安定的な運営が確保できるものと判断し、施設譲与及び事業移行の協議を進めてきたシーシーエヌ株式会社へ本施設を譲与するものとしたものということになります。

譲与先の選定理由といたしましては、市が譲与要件としております譲与後15年間は現行の基本サービスと料金を維持することということで合意しておりまして、その合意を基に同社へ本施設を譲与し事業を移行することで、同事業を安定的に継続することが可能であるというふうに考えたためです。

譲与後の負担金につきましては、譲与後15年間は最大4,000万円を毎年負担金として支払います。なお、金額については、現在の指定管理制度と同じ5年間を区切りとして見直しを図ることとしております。また、財源は地方債（過疎債）を予定しております。

譲与先との主な契約内容等につきましては5ページの上段になります。

譲渡初年度より15年間は最大4,000万円を毎年負担金として同社に支払うものとするということです。

市は、第3期指定管理者を開始した平成30年4月以降に取得した譲渡財産に契約不適合があった場合は責を負わないが、平成30年3月以前に取得した譲渡財産であって、令和10年3月末まで

に契約不適合があった場合は、その責を負うということとしております。

資料にはちょっとないですが、その辺りの負担金の算定根拠につきましては、6ページ、7ページ、8ページのほうに掲載しております。

そして、対象となる施設、資産台帳というのが9ページからずっと、ちょっと細かくてたくさんあって恐縮なんですけど、これだけの施設を最後、26ページまでありますが、これだけの施設をシーシーエヌに譲与し、運用していただくということになります。

あと、それに伴い、下呂市が持っております条例についても廃止をしていくということになります。以上になります。

**○委員長（森 哲士君）**

今ここで、5番議員の傍聴の申出がありましたので、報告させていただきます。

それでは、議第18号とそれから議第32号、2件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（中島達也君）**

おはようございます。

こういった分野は全くど素人ですので、簡単なことをお聞きしますが、15年間、最大で4,000万ということは今、御説明いただいたんですが、負担金として、施設というのはどんどん劣化していくわけですが、そういったことも一応含めた形の4,000万の設定なのか。その辺のことをちょっとお聞きしたいと思いますが。

**○デジタル課長（熊崎孝典君）**

当然その設備というのは、古くなれば更新しなければいけないということで、そういった設備の更新を含めた費用の負担ということになります。

**○委員長（森 哲士君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○委員（中島新吾君）**

今言われたように、今後災害があるとか、そういうときの対応も含めて打合せはしていかないかん。それから技術的にはどんどん発展していきますから、変化していきますから、それにも対応していかないかん。

幾つかの課題をやっていくのに、譲渡してしまって、市の側にそのレベル、状況に対応できる職員、力というものが丸投げになってしまうと、そこら辺、市の中でそういう専門性ある人材がいて、シーシーエヌの今のレベルとか状況を把握できないと、この4,000万も見直していくというわけでしょう。今後入れるお金を。だからそういう点で、その状況がきちっと判断できる、こちら側の人材育成という、この問題をしっかりしておかないといかんのじゃないかというのが1つ。

それから、市民の側は、都市部やったらいろんな業者がいるけど、こっちは選択肢がないんですよね。だからそういう点では、サービスを低下させないということが最大のポイントだと思います。

ますんで、そのチェックもちゃんとせないかんと思うんですが、その点が最初に言った問題とつながるところがあるんですが。

もう一点は、市民からの要望として、前から出ているように災害情報を知らせてほしいとか、幾つかのそういう要望がありますよね。自主放送はもっと充実させるという方針ですけども、そこら辺のやり取りというんですか、この市民との関わりで市が果たすべき関わり方というのはどう考えておられるのか、この3点を教えてください。

#### ○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

まず1点目、職員の教育という点についてお答えをさせていただきますが、今現在、各部各課のほうにデジタル担当というものを配置させていただいております。

今年につきましても、そのデジタル担当を中心に、デジタル化に関する知識を高めていくとか勉強会、そういったものを頻繁に開催させていただいておりますので、こういった機会を通じて、今後このケーブルテレビに関する知識などについてもお伝えをし、しっかり内部で共有をしていきたいというふうに考えます。

また、サービスの低下をさせない。これはもちろん譲渡民営化の前提条件というふうに考えておりますので、この点につきましては、先ほど御説明をさせていただいた負担金をこちらが4,000万お支払いをするということを前提としておりますので、この辺のチェックについては毎年しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

それと、自主放送等への関与という点についてお答えをさせていただきますと、自主放送がございます施設につきましては、番組審議会というものが必ず設置をする必要があるということで、総務省から求められています。

これについては、譲渡民営化後も継続して、その番組審議会は開催をされていくこととなりますので、この機会において市としてもそこに参画し、自主放送への意見等についてはお伝えをさせていただき予定しておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

#### ○委員（中島新吾君）

職員の中にデジタル担当を各部にとということですか。各課で。

それから、4,000万のチェックをするというのは当たり前の、当然のことなんやけど、それができるかどうかという質問をしたつもりなんですよ。

デジタル担当の職員でカバーできればいいんですけど、とにかく日進月歩で変わっていくのは間違いないわけで、そののところに対応できる我々の側の力というのがちゃんとしてほしいという要望で質問しています、これは。

#### ○委員長（森 哲士君）

いいですか、ほかに。

#### ○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

2点目の点についてのみ、いま一度お答えをさせていただきますけれども、まず負担金の詳細からちょっとお話をさせていただくと、負担金の年額は4,000万円を上限とし、かつ該当年度の



収支報告書にある販売管理費の額を上回らないという条件を設定させていただいております。したがって、4,000万以下ということも場合によってはあるということになります。

そして、15年間の負担金支払いを約束させていただいておりますけれども、5年ごとに指定管理者制度と同様に見直しを進めていくということになります。

この販売管理費という点については、減価償却費であるとか、契約者の増加に向けた経費の支出、そういった点がこの販売管理費の対象となっています。したがって、我々としましては、その部分をしっかりとチェックできるように、技術的な話というよりは、むしろその経理的な部分についてもしっかりとチェックできる力を、もっと職員が見ていく必要があると思っていますので、今御指摘いただいた技術的な部分と、それから経理的な面についても、知識を持った人間がしっかりとそこはチェックをしていくということで対応していきたいと考えています。以上です。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（飯塚英夫君）

おはようございます。

私からは、資料の3ページにございます施設設備一覧、14か所うたってあるんですが、この所在地に建っている施設、この所在地の地番の所有者というか、これ借地なのか、これもろとも譲渡するのか。借地のままなのか、今現在と今後の取扱いというか、教えてください。

○デジタル課長（熊崎孝典君）

基本的には、施設という上物の建物と中に入っている施設のものになります。

建物といっても、こういった下呂庁舎みたいな大きなものではなくて、コンテナのようなものが大体置いてあるんですけど、そういったものの譲渡になります。

○委員（飯塚英夫君）

土地の所有者は。

○デジタル課長（熊崎孝典君）

所有者は、すみません、ちょっと土地の所有者まではちょっと私、申し訳ないです。把握しておりませんでしたので、確認してまたお知らせするようにしたいと思います。

○委員長（森 哲士君）

3番、よろしいか。

○委員（飯塚英夫君）

はい。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第18号及び議第32号の質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第19号 財産の譲与について説明をお願いします。

○消防総務課長（森 政仁君）

議案書の23ページを御覧ください。

議第19号 財産の譲与について。

次のとおり、財産を譲与することについて議会の議決を求めます。

譲与する財産、建物。所在地は下呂市小坂町赤沼田602番地。建物名称、赤沼田消防機庫。構造、鉄骨造平家建て。延べ面積、21.6平方メートル。

譲与する相手方、下呂市小坂町赤沼田605番地1。赤沼田区、認可地縁団体、代表 中村広文氏。

譲与する理由につきましては、下呂市消防団小坂方面隊第2分団第1部（長瀬・赤沼田）消防詰所の竣工に伴い、既存消防機庫の廃止が決定しましたが、上記団体より地元防災施設として使用したい旨の要望がありましたので、譲与するものです。令和5年2月24日提出。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。御審査よろしく申し上げます。

○委員長（森 哲士君）

議第19号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島新吾君）

土地はどうなるんですか。教えてください。

○消防総務課長（森 政仁君）

土地については民有地でありまして、地元の区と承諾という形で貸し付けるというふうなことになっております。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第19号 財産の譲与について、質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）

議案書の25ページを御覧ください。

議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めます。

1. 施設の名称、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアム、ぬく森の里運動公園。

2. 指定管理者となる団体の名称です。

愛知県名古屋市長区池上台二丁目37番地1、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表者株式

会社スポーツマックス、代表取締役 兵藤大二郎。

3. 指定管理の期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、本日の委員会資料27ページを御覧ください。

1から3は説明が重複いたしますので、省略させていただきます。

4. 指定管理者の募集方法は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項のただし書に基づき特定指名による選定をしました。

指定管理料でございますが7,639万円です。これは令和5年度予算額でございます。

6. 指定管理者の選定理由について説明を申し上げます。

下呂市金山リバーサイドスポーツセンターは、市民が元気ではつらつとした心身の発達及び生涯スポーツの振興を図ることを目的に設置されたフィットネスジムとプール及び体育館・球場が併設された複合施設となっております。本施設は平成18年より指定管理施設として管理運営されており、6期17年にわたり当該指定管理の候補者が指定管理を行ってきました。

安定した行政サービスの提供や事業効果など、市の施設として目的を果たす上で、最も適した団体であることから特定指名としております。

下呂市指定管理者選定委員会で、事業計画と内容、事業者のプレゼンテーション及び質疑等による審査の結果を踏まえ、指定管理候補者として決定をされております。

次に、安定した行政サービスといたしまして、指定管理候補者は、長年にわたりその業務を行っており、東海3県を中心に同種施設の管理運営も行っております。

国内における同種の指定管理実績及び17年間に及ぶ本施設の指定管理で培った運営ノウハウは安定的なサービスの提供が期待できます。

また、下呂市の地域特性を熟知しており、令和3年度から金山商工会に加入するなど、地域に溶け込んだ施設運営を目指しております。

効果としましては、金山地域の基幹施設として金山地域からの高い参加率を維持しており、当該指定事業者が管理運営する事業効果は高いと考えております。

28ページから29ページにかけて、施設の概要を掲載しております。ここでは申し上げますが、御確認をお願いいたします。

次に、現状でございます。

コロナウイルス感染症の蔓延により、スポーツ人口は減少をしてしまいました。コロナ禍以前の状態に戻るためには、もうしばらく時間が必要であると感じております。このような状況下で、いかに利用促進を図るか、さらに経費削減と収入増加を図るかという取組の強化が必要です。

指定管理のみに頼ることなく、施設の設置者である下呂市と官民一体で取組を行い、施設の継続的な運営を目指していきたいと考えております。

29ページ中段の9には、過去3年間の利用者の推移をまとめたものを掲載しております。

新型コロナウイルス感染症の影響から、2年度には大幅に利用者が減りました。指定管理者の対応・対策、ワクチン接種効果などから、昨年度から少しずつではありますが、利用者が戻ってきている状況と推察しております。令和4年度には4万8,000人前後となる見通しでございます。

ページ最下段には、本施設の指定管理の過去3年間の決算額の推移をまとめたものを掲載しております。

説明は以上でございます。御審査よろしくお願いたします。

**○委員長（森 哲士君）**

議第20号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（中島達也君）**

何回もすみません。

今課長の言われたように指定管理者に頼るばかりじゃなくというような表現があったんですが、やっぱり下呂市も積極的に運営には関わっていただくのは当たり前なんですが、特にリバーサイドですね、下呂市内野球場という、あさぎりところということで、ほかもちろんございますけれども、やっぱり県の大会を誘致するとか、軟式について、リバーサイドは全く適切な施設だと思いますので、特にかれんという宿泊施設もありますので合宿なんかもできると思います。

そういった面で、積極的なそういう大会誘致を考えていただきたい。それと安全面を見ても、ラバーコートというか、あれも一応設備されておるはずですので。あと1つは子供の硬式野球ですよね。ああいったことができるのか、ちょっと分かりませんが、そういった今非常に盛り上がっておりますので、そういった子供対象にした硬式、ボーイズとかそういったやつもどんどん誘致していただきたいなど。

要は交流人口を高めていただきたいなどということで、要望だけしておきます。

**○委員長（森 哲士君）**

ほかにありませんか。

**○委員（尾里集務君）**

おはようございます。

1点だけ、ちょっとお聞きします。

この今の施設の管理という面で、やはり今の燃料の高騰とか電気代の高騰とかということが今心配される中で、やっぱり運営に関してそういったプールにしても温水プールですので、ボイラーで沸かしているのかなということも思うんですけども、そういったことからその辺の影響は出てこないのかどうか。指定管理という過去3年を見てもかなり赤字というか、そういうのが続いているわけなんですけど、その影響なんかは加味したものなのかどうか、教えてください。

**○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）**

当然、今の燃料高騰、先が見えない電気料の高騰については、先ほど指定管理料を年間7,639

万円というふうに申し上げましたが、今年度までの指定管理料は5,900万ほどでしたが、それは指定管理料を来年度からは上げております。

それについては、電気料高騰、燃料高騰の部分を加味したものになっております。以上でございます。

**○委員（尾里集務君）**

過去3年の維持も全て、利用者が増えても赤字の額というものがさほど変わらない。要は収益がそれだけ減っているのかなということは思うんですけども、今後4万8,000人になるという、そういった予定の中で、どうしてもこの差額という、要は赤字が出るというところなんですけど、その指定管理者さんには、その辺はどう思われているのか。ちょっと教えてください。

**○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）**

来年度以降、指定管理者と打合せをする中では、平成31年度の水準に戻したい。戻ってくるというふうにすると、もう少し収入も上がってきますし、そのために対策をということで、人件費等も指定管理者の中で考えていただいておりますし、あと指定管理者がそういう集客といいますか、施設を利用したほかのサービス、例えば介護サービスですとか、そういうことも自発的に行うような仕組みも考えておられますので、そういった部分でも利用者の増加ということは積極的に見込んでおるところでございます。以上です。

**○まちづくり推進部長（田谷諭志君）**

今の答弁に少し補足をさせていただきますが、1つはこの施設、御存じのとおりかと思いますが、学校の水泳での活用、授業での活用というものがあります。この点が1つあります。

それから2つ目として、市民の健康増進施設であることは言うまでもございません。その推進コストとして、このお金というものは必要になってくるということでございます。ただ、燃料費等々の高騰についてもあって1,800万ほどの支出の増という点については、様々な議論もあろうかと思っておりますので、私どもとしては、今後も引き続き経費の節減については指定管理者と共に取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほど課長のほうからも話をさせていただいたとおり、令和5年の4月から早ければ、通所Aといいます介護サービスをこのリバーサイドの施設を活用して開始をしたい旨のお話をいただいております。既に3月に高齢福祉課のほうに事業所認定の申請書を提出されてみえるということでございますので、順調にいけば令和5年度、新年度から通所Aのサービスがこの施設を活用して提供されるという見込みでございます。以上です。

**○委員（中島新吾君）**

今、通所Aの申請をという話が、びっくりしたんですけど、まさにこの施設、ぬく森の里、全部を含めて、金山町のときに住民の健康づくりの拠点とするということでできたところなんですよね。今は、病院まで来ているわけで、そういう点ではまさに拠点にできる、下呂市民の健康づくりの拠点の一つにできるスペースです、場所です。その意味で、市長が今度の方針の中でクアオルトのことを言うておられますが、このクアオルトというのは、県も森林を使った健康づくり

とかそういう形で1つのポイントにされているみたいですが、一番問題はインストラクターというのか、そういう指導者が絶対不可欠な要件になっていますよね。

そういう意味でいけば、病院もあることだし、そういう位置づけをきちっとして、ぬく森の里、この後審議するかれんも含めてできんかなと思うんですが、そういう考えはあるかないか教えてください。

**○まちづくり推進部長（田谷諭志君）**

クアオルトのコースにつきましては、市民保健部を中心に、令和5年度に入ってからになるかと思いますが、具体的なコースの認定であるとか、コースづくりにプロジェクトチームを設置して進めていくことになります。

私どもの部もそこには参加をさせていただき、一緒になって考えていきたいという予定でおります。

今、御提言いただいたこのリバーサイドについても、1つの候補地になるかとは思いますが、そういった中で検討を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

**○委員（中島新吾君）**

ぜひ最初に言ったように、市民の健康づくりの拠点としてきちっと位置づけてください。お願いします。

**○委員（田中副武君）**

1件だけ伺いますが、施設の更新というんですか、古い施設の中で、いろいろこれまで施設の更新をされてきたわけですが、一時期プールのほうで壁からの、外壁のものが落下するような危険があって、仕切ってプールが使えなかったようなことがあったんですけれども、その辺の施設の管理という部分での手当てというか、その辺について、どういうふうにお考えになっておられるか伺います。

**○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）**

委員おっしゃられますように、この施設、下呂市内どの施設もでございますが、スポーツ施設40年を超えるような施設が多くなってきております。

当然機器類も老朽化しておりまして、不具合が発生しておるものもありますので、下呂市全体のスポーツ施設を包括的に見まして、市長が施政方針でも申し上げましたように、人口減少や利用される方々の動態、社会情勢の変化、施設の利用自体の減少傾向なども見まして、将来的に持続可能なスポーツ施設整備改修に向けて、利用状況に応じた施設整備を検討したいと考えております。

令和5年度には、長寿命化に向けた優先順位の設定、計画的な整備方針について、下呂市スポーツ推進審議会等で検討いただいて、全体の対応方針を具体化していきたいというようなことで考えております。

リバーサイドスポーツセンターに限らず、スポーツ施設全体のこととして包括的に検討してま

いりたいと思います。以上です。

**○委員（田中副武君）**

ありがとうございます。

また、今実際に使用しておる中で不具合があって使用ができないとか、そういうことだけは最低限ないような形でしっかり施設の状況を確認していただきながらということになると思うんですが、そういうふうで計画も当然やっていただくということで、これは大変いいことだと思いますので、状況を見ながら確認しながらという部分で、利用される方に不自由がないような体制でお願いをしたいと思います。以上です。

**○委員（飯塚英夫君）**

私のほうからは2点ほど伺いたいと思います。

資料の28ページ、施設の概要の中にトイレがあるんですが、この施設に限らず上ヶ平の施設もそうですが、学校施設に準ずる、子供たちが利用するというので、トイレはウォシュレットつきの洋式タイプで合っておるのか、多目的トイレもあるのかなのか、バリアフリーに対応しておるのかという点をお尋ねいたします。

それともう一点ですが、隣の29ページにあるぬく森の里運動公園の概要の中にあります親水プール、これは長らく使っていないあの親水プールなのか、どういったものなのかちょっとお尋ねしますが、教えてください。今の現状を。

**○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）**

まずトイレにつきましては、多目的トイレは設置がございます。ただ、今のところ、温水便座ウォシュレット化は男子便所、女子便所ともにそういうことにはまだ対応できておりません。従来の和式便所のものとなっております。

それから、ぬく森の里運動公園の親水プール、こちらにありますものは今活用ができていない従来からの親水プール、構造上それがあるといようなものとなっております。

ぬく森の里運動公園につきましては、市全体の公園等遊具の設置等の場所の候補地として今全体的な公園整備の中で検討をさせていただいておる部分でもございます。以上です。

**○委員（飯塚英夫君）**

トイレについてですが、今後、そういったウォシュレット施設のついたものに改修する予定があるのかなのか、もし方針があれば教えてほしいのと、親水プールにつきましては、前に私、この場でしたか、一般質問だか忘れましたが、何という所長か忘れましたが、振興事務所長にお尋ねしたら、使っていないのなら取り壊す方針で、危ない状態であればロープ等で囲って処置すると、そういう回答をいただいたのが二、三年前にあったと思いますが、10年ぐらい使っていないんじゃないですかこのプール。ちょっとその辺の状況を教えてください。

**○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）**

まずトイレの改修についてでございますが、市全体のウォシュレット化というところで、このトイレがまだウォシュレット化されていないということは十分認識をさせていただいております

が、近い将来に今のところ具体的な改修の予定は、見込みとして立っておらない状況でございます。

それから、ぬく森の里の親水プールについてでございますが、ちょっといつ頃から使っていないというところは、ちょっと手元に資料がございませんで不明でございます。

また後ほどお調べして御回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○市長（山内 登君）

トイレのウォシュレット化は、私最初からずっとスポーツ施設、公共施設、やると言っていますんで、これについて計画がないというのはちょっと問題なんで、これは見直してやります。

#### ○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

すみません、質問させていただきます。

指定管理料が上がって7,600万、1年にということで、前回の補正予算で債務負担行為をするということで決定しました。その中で、取りあえずその中で、利用者が今、令和3年度、29ページなんですけれども、3万7,000人ほど利用者が見えるということで、1日約100人ということで、コロナ前というかコロナが始まったときには5万3,000人で、1日に約150人の利用があると、これは子供さんから児童、いろいろな方々もあるということでなんですけれども、何人ぐらいのスタッフで回しているのかということと、それから今度、令和4年度に関しては4万8,000人ということで、1日約130人ぐらいになるんじゃないかというようなところなんですけれども、その中で、今の一番下の収入と支出の中なんですけれども、収入が1,800万と令和3年度、それから支出が8,400万、指定管理料が5,800万ということで、差額で、今の話、6,500万ということでマイナスになっておるんですけれども、このマイナス部分はどこが埋めるようになっておるのか教えていただきたいのと、もう一つ、先ほども言いましたけど、何人のスタッフで回しているのかということは、この指定管理者のほうでの管理だと思うんですけれども、年会員は何人ぐらい見えるのか。前回、広報「げろ」でチラシが出ていました。年会員、それからその推移、増えているのか、徐々に増えていかなあかん事業だと思うんですけれども、そこについて2つ質問させていただきます。

#### ○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）

まずスタッフの人数でございますが、短時間パートの状況も含めて10名程度、今リバーサイドではお勤めというような状況を把握しております。指定管理者のほうで動きがありますので、その辺は指定管理者に適正にお任せしておるといようなところですよ。

それから、過去の支出と収入と指定管理との部分の差額、マイナス部分については、これは指定管理料を増やしておるわけではありませんので、この指定管理者、スポーツマックス・三幸共同事業体の中で、吸収をいただいておりますという状況でございます。

あと、会員数でございますが、ここ数年の利用状況を見て、増えておる状況では決してございませんが、現在の会員数ですけれども、すみません、正確な数字が今手元に、資料があったと思



うんですが出てきませんので、300とか400の数字だったと思いますが、正確な数字を後ほどまたお示しをしたいと思います。すみません。よろしいでしょうか。

**○委員長（森 哲士君）**

会員数が300人もしくは400人ぐらいだというようなところの中で、金山町の施設で基幹施設というようなところで、会員数の人数が多いか少ないかという評価はちょっと判断はできないんですけども、やはり健康づくりのためにとかいうことで造った施設でありますので、どんどん会員が増えていって、利用者が増えていっていただくことが大切なことだというふうに思いますので、そののところを加味しながらの指定管理料だと思いますので、その辺のところをよろしく、増えていって、利用者がたくさん増えていくようなことを考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）**

ありがとうございます。

当然今の委員長の御意見を賜って、市も先ほど申しあげましたように、官民一体で対策検討をさせていただきたいと思います。

市の施設全体としての利用者負担とかというものも、いろいろ総合的に勘案しながら対応もしていきたいということを思っております。ありがとうございます。

**○委員長（森 哲士君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第20号について質疑を打ち切ります。

次に、議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

**○金山振興事務所副所長（中島康裕君）**

議案書の27ページをお願いします。

議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1. 施設の名称は、下呂市道の温泉駅「かれん」。

2. 指定管理者となる団体は、富山県富山市湊入船町3番30号、株式会社ジェック経営コンサルタント、代表取締役 山瀬孝です。

3. 指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

続きまして、委員会資料31ページをお願いします。

1から2及び4については議案書のとおりとなっております。

3. 指定管理者の業務の範囲は、施設の運営、維持管理及び修繕など、従来と変更はございません。

5. 指定管理料は現行と同額の年間250万円として予算計上させていただいております。

6. 指定管理者の募集方法ですが、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項に基づき、公募により選定しました。

これまで特定指名による選定を行ってきましたが、近年は、売上げが低下する中、新型コロナウイルスの感染症の影響もあり、厳しい状況が続いておりました。このような経営環境の中で、当該施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果を得るためには、一定の期間をかけて計画的に経営の見直し、安定を図っていく必要があると考え、従来の特定指名によらず、公募による募集を行いました。

7. 指定管理者となる団体については議案書のとおりですが、32ページの事業概要にありますように、経営コンサルティングを主な事業とし、北陸・東海地域を中心に、物販・飲食・ホテル事業などを行っています。

具体的には、36ページの参考資料にありますように、高速道路サービスエリアにおける売店及びレストラン経営や道の駅の指定管理、リゾートホテルの経営など、多数の類似施設の管理運営を行っております。

32ページに戻っていただきまして、8. 提出された事業計画等の概要ですが、管理運営上の基本方針としましては、利用者を下呂市民、国内外国人観光客に設定し、SNSを活用した情報発信により、利用促進を図るとともに、候補者が運営する他拠点と連携して立ち寄りの促進を行っていくこととしております。

管理運営体制は、人員体制を正規職員5名とパート職員14名とし、既存のスタッフを積極的に継続雇用していくこととしております。

33ページをお願いします。

自主事業、サービス向上の取組としましては、飛騨牛、アユ、ケイチャンなどを中心としたメニューの再構成、宿泊、入浴のホスピタリティーの向上、候補者が運営する他拠点との連携により、北陸・東海地域及び海外の旅行会社への営業を行っていくこととしております。

経費削減については、フグの取扱いを廃止、部門ごとの経営分析による見直し及びマルチタスク化の推進を行っていくこととしております。

9. 選定委員会による審査結果の概要ですが、応募者は候補者1者でした。

34ページをお願いします。

審査基準ですが、表にあります11の審査項目について、その適否について審査が行われました。

35ページをお願いします。

審査結果につきましては、全ての項目に問題はなく、指定管理者として適当と認められました。

10. 選定の理由ですが、応募者である株式会社ジェック経営コンサルタントは、中部エリアにおいて地域密着で事業をネットワーク化させたいという強い思いがあり、具体的には、海外からの個人旅行客を対象に、中部国際空港セントレアから愛知県、岐阜県、富山県に至る産業観光のモデルコースづくりと促進に取り組んでいます。

瀬戸市、郡上市、高山市との関わりで、高速道路のルートは確立されてきていますが、様々なお客様に対応できる多様なバリエーションを組むには、国道41号を利用するルートも紹介していきたいと考えており、当該施設もこの取組の重要拠点として位置づけ、外国の方々はもちろん、国内の利用客の促進を図っていききたいと考えております。

この団体について、指定管理者選定委員会において、書類審査や責任者によるプレゼンテーション及び面接における質疑により、全ての審査項目において、指定管理者の候補者として適当であると評価され、経営状況を選定委員会に毎年報告することを選定の条件に、指定管理期間を5年、指定管理料の予定額を250万円で選定結果を踏まえて指定管理者候補者として選定したものです。

なお、指定管理者候補者においては、4月1日から事業運営のほうを開始したいと希望されておりまして、棚卸しですとか引継ぎの関係で、3月末、4日間程度閉館とする予定でおりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。御審査をよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（森 哲士君）

議第21号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○委員（中島新吾君）

心配されていたかれんを、こういう富山県の会社が手を挙げてくださったということで、一番ポイントはなぜそういう会社がここを選んだというか、手を挙げたかというところだと思うんですが、今説明の中で、向こうの一つの業態としての経営のビジョンを持っているという説明がありましたけど、それはそれでいいんですが、問題は金山、下呂の住民の皆さんや地域の組織、そういうものとのつながりを本当に大事にしてもらわないといけないと思うんですよ。そのつながりが一つが一番大きいポイントになると思いますので、その点について、今の説明やとあんまりはっきりしなかったんですが、経営状況を選定委員会に毎年報告することを選定の条件にというこの一文しか僕は引っかけなかったんですが、そういう本当に地域の人たちと、地域の組織と一体でやっていくということが求められている施設だと思いますので、そこに対する市としての取組方、これについてお聞かせください。

それから、指定管理者の応募のお知らせのホームページに出たやつね、そこに事業計画書だとか、ずうっとファイルが、項目が載っていますよね。ということは、これ公文書やもんで、やっぱり議会のほうにも経営状況を、今までのかれんがやっていたときと同じように報告されるということを前提にしていると思いますので、その点の報告もお願いします。

#### ○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

まず1点目でございますが、もちろん市も入りながら、候補者のほうとしましても、地元の商工会ですとか、そういった団体との話合いの場も持ちながら、地元にも密着していった形でやっていきたいということは申されておりますので、今後そのような取組は行っていききたいと思ってお

ります。

2点目でございますが、従来も6月の議会において決算報告のほうをさせていただいておりますので、今後も同様に議会のほうに御報告させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

**○委員（中島新吾君）**

分かりました。

ただ、今回の指定管理の期間が最初ということで5年間と長いので、当然話合いはやるとしても、そこら辺のそういうことを言っておられるし、こっちとしてもそういうふうにやってほしいという、このずれが出てきたとき、しっかりやっぱり地元の人と話すということが大前提だという立場でやってください。お願いします。

**○金山振興事務所副所長（中島康裕君）**

もちろん、その辺は市のほうが責任を持って手綱を取りながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**○委員長（森 哲士君）**

ほかに質疑はありませんか。

すみません、もう一回質問させてください。

今、かれんの指定管理がこのようになるということですがけれども、やはり今の地の利を生かしたというところの中で、引継ぎはしっかりしていただきたいというふうに思います。

やっぱりよい点も悪い点もしっかりと出して、国道41号線の場所じゃないので、やはりこれからも厳しいところもあるかと思っておりますけれども、やはりなぎさの道の駅ですとか、立地条件の整ったところと特産品のあるところはやっぱり強いのがデータでありますので、国道から少し離れていますし、そういったところとやはり今言ったように重点道の駅というところの位置づけの中で、やはり飛驒の下呂というところを、道の駅の中では小坂と金山とあるんですけれども、やはり下呂市の中核の道の駅やというところの中で、ウエルカムの中で事業展開を、いろいろと審査して監査して、経営内容も把握していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これ答えはいいです。

それでは、質疑はほかにありませんか。

**○委員（中島達也君）**

すみません、委員長にお願いなんですけど、大変重要な質問をされておりますが、できるだけ簡潔明瞭に質問するように御指導ください。

**○委員長（森 哲士君）**

失礼しました。

以上で、議第21号について質疑を打ち切ります。

それでは続きまして……。

○まちづくり推進課長（熊崎 浩君）

すみません。

審査の途中ではありますが、先ほどリバーサイドスポーツセンターに関わりまして、3番 飯塚委員の御質問に対して明確にお答えができなかったこと、申し訳ございません。

リバーサイドスポーツセンターの会員数でございますが、今現在3月当初で358名の会員数でございます。

それから、ぬく森の里公園の親水施設の、いつから利用がされていないかということですが、この形上、水を出せばできる状態で、以前からずっと設置、そのままの状態になっております。

ですので、委員がおっしゃられるように、10年ほど前から徐々に利用がなくなった。施設側として、利用を休止、水を止めたというところは特に限定して今時期が分かりませんので、振興事務所長がお答えしたように、10年ほど前から利用がされなくなった状態であるという状況でございます。以上でございます。

○デジタル課長（熊崎孝典君）

先ほど飯塚委員から質問のありましたケーブルテレビの施設の土地の話ですが、まずこの番号でいきますと、1番と4番というのは下呂市役所の金山振興事務所になります。2番、3番はシーシーエヌの局舎になります。シーシーエヌの持ち物ということで、そのまま指定管理のシーシーエヌのほうになります。6番から13番はN T Tの敷地をお借りしているということで、そのN T Tの借地料につきましては、今まで指定管理者が支払っていたということで、これからも当然シーシーエヌに譲渡しますので、シーシーエヌに払っていただくということになります。以上になります。

○委員長（森 哲士君）

いいですか。

[挙手する者なし]

それでは、議第23号について説明をお願いいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書36ページをお開きください。

改正の理由でございます。令和4年度人事院勧告に準じて、第2号会計年度任用職員給料表を改定し、令和5年4月1日から施行するものでございます。

概要ですけれども、(1)です。給料月額を常勤職員と同様に引き上げるため、給料表を改めます。別表第1関係でございます。

(2)は施行日となります。令和5年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（森 哲士君）

議第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（中島新吾君）**

第2号の職員というフルタイムだと思んですが、このフルタイムの方の1号給、15万幾らやったっけ、この月額でいくと、時間給にすると私が計算してみると900円ちょっとにしかならんと思うんですが、ということは最低賃金の水準じゃないかと思うんですよ。

やっぱりフルタイムで会計年度任用職員として働いていただく方というのは、今の状況でいくと、なくてはならない形で仕事をしていただいておりますと思うんですが、そういう方に対して、最賃の最低レベルと同じでいいのかなと、もっとやっぱりそこら辺を考えてやるべきではないかというふうに思うんですが、どうでしょう。

**○総務課長（佐伯克典君）**

一応、最低賃金925円ということで、月20日、7.75時間ということであれば、その水準は満たすということでございます。

それから、1級の何号給を給するかということもあるんですけども、その給与の決定については規則に従って、専門性があればもちろん高い給与となりますし、事務補助ということであればそれなりの給与ということになりますけれども、そういった形で決定をしていくということでございます。以上です。

**○委員（中島新吾君）**

課長、私、最賃以下やないかというつもりで質問したつもりはありません。当然それは守っておられるということを前提に発言していますけれども、ただ会計年度で採用しているといっても、本当に必要な人でしょう。特に多いのが保育士さんであったり、それから図書館の司書であったり、必要な人ばかりじゃない。そういう人たちもやっぱり均等待遇というか、やっていただいておりますことは正職員とほとんど同じことをやってもらっておりますよ。それで責任も負っておられるわけですから、やっぱり均等待遇という点で3年以上たったら正職員にするとか、任用のこともしっかり対応するというので、この間本会議でも指摘しましたけど、そういう姿勢というのは貫いてください。お願いしておきます。

**○委員長（森 哲士君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第23号の質疑については打ち切ります。

続きまして、議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○総務課長（佐伯克典君）**

議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の39ページを御覧ください。

改正の理由でございます。地方公務員の定年引上げに伴い、定年から減ずる年数を15年から20年に改めまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

現状45歳以上を対象としておりますが、5年延びたことによって、そこを15年から20年というふうに改めるものでございます。

概要のほうを御覧ください。

(1)番です。定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象職員の年齢の規定を改めます。第2条関係でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。附則第1項関係でございます。

(3)です。定年前に退職する医師を有する職員の募集の対象職員の年齢の基準を60歳、下呂市立金山病院及び下呂市立小坂診療所の医師及び歯科医師は65歳とする経過措置を定めます。附則第2項関係でございます。説明は以上でございます。

**○委員長（森 哲士君）**

それでは、議第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（中島達也君）**

本人の意思を尊重するということは大事なことなんですけど、ただやっぱり下呂市としても一つの組織として動いておりますので、やっぱり皆さん貴重な方たちばかりですけれども、特にこういう職員にはやっぱり残っていただきたいというような根回しとか、組織としてのこれは民間でも通じるんですが、そういうことのを考えていただきたいと思います。以上です。

**○総務課長（佐伯克典君）**

これはどちらかというと、勧奨退職ということになってくると思うんですけども、勧奨退職につきましては、ここ10年ほど行っておりませんし、今後もその予定はございません。今のところは。

ただし、やはり例規上はこういったものも整備しておいて、何どきに備える必要がございますので、そういったものでございます。以上です。

**○委員長（森 哲士君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第24号について質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○総務課長（佐伯克典君）**

議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書44ページを御覧ください。

改正の理由でございます。地方公務員の定年引上げに当たり、この条例についても文言整理をするというものでございます。

概要につきましては(1)番です。公平委員会規則から規則に改めます。第2条、第3条関係でございます。

この条例は令和5年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（森 哲士君）**

それでは、議第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

それでは、以上で、議第25号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

**○総務課長（佐伯克典君）**

議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の47ページを御覧ください。

条例要綱のほうで説明をさせていただきます。

改正の理由でございます。内国旅行の旅費における非常勤の特別職職員の日当の額を、常勤の特別職及び職員と同水準にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。(1)番です。下呂市職員等の旅費に関する条例の一部改正ということで、非常勤の特別職職員の日当の額を下の方のとおり改めるというものでございます。

改正前、日帰りですと県外3,000円、県内2,000円としておりましたものを、改正後では県外1,000円、県内支給はなしと、それから宿泊を伴う場合ですけれども、改正前は県外3,000円、県内2,000円としておりましたものを、改正後は県外2,000円、県内なしということにするものでございます。

(2)番です。この条例は令和5年4月1日から施行し、同日以後に行った公務のための旅行から適用いたします。附則関係でございます。

御審査のほどをよろしくお願いいたします。

**○委員長（森 哲士君）**

それでは、議第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



以上で、議第26号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の54ページを御覧ください。

条例要綱のほうで説明をさせていただきます。

改正の理由でございます。非常勤の特別職の費用弁償の見直し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進協議会委員の追加、介護保険事業計画策定委員の報酬の見直し及び持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例を改正するものでございます。

概要につきまして説明させていただきます。(1)番です。費用弁償を市内外に関わらず、下呂市職員等の旅費に関する条例に規定する行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例によるものとします。別表関係でございます。こちらですけれども、市内キロ20円、市外キロ37円としておったものを、20円というのを取り払って一律に市内外ともに37円、キロ37円とするものでございます。

(2)成年後見制度利用促進協議会委員を追加します。この追加に当たりまして、学識経験者につきましては報酬1万8,000円、その他の方につきましては8,000円ということでございます。これは別表関係でございます。

(3)介護保険事業計画策定委員に学識経験者を追加いたします。この学識経験者の報酬につきましては1万8,000円。別表関係でございます。

(4)番、下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会委員を下呂市立金山病院経営強化プラン策定及び評価委員会委員に改めます。別表関係でございます。

(5)番、この条例は令和5年4月1日から施行し、改正後の別表の費用弁償の規定については、施行日以降に行った公務のための旅行から適用いたします。附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

議第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第27号について質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○総務課長（佐伯克典君）

議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の57ページを御覧ください。

条例要綱のほうです。

改正の理由です。下呂市議会議員の市内旅行における費用弁償については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を引用しているため、同条例の改正に伴い、当該条例を改正するものでございます。

概要、(1)番です。下呂市議会議員の費用弁償について、市内外に関わらず下呂市職員等の旅費に関する条例に規定する市長等に支給する旅費の例によるものとします。別表関係でございます。これは費用弁償を1キロ37円とするということでございます。

(2)この条例は令和5年4月1日から施行し、同日以後の市外への旅行及び本会議等の出席に係る費用弁償から適用いたします。附則関係でございます。

以上、説明を終わります。御審査のほどをよろしくお願いいたします。

**○委員長（森 哲士君）**

それでは、議第28号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

それでは、議第28号についての質疑を打ち切ります。

それでは休憩いたしますので、始まりは11時ちょうどということによりよろしくお願いいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

**○委員長（森 哲士君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは続きまして、議第29号 下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例について、議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例については関連がありますので、一括議題といたします。

議第29号及び議第30号の2件について、説明をお願いいたします。

**○総務課長（佐伯克典君）**

議第29号 下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例について、議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について、併せて説明をさせていただきます。

この2議案につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも一律に適用されることに伴いまして、本市の個人情報保護と審査会に関する条例を整備するもので、一括で説明をさせていただきます。

旧条例は、法律に沿って個人情報の取扱い、個人情報の開示、訂正、利用停止等、事業者が保有する個人情報の保護、審査会、罰則まで幅広く規定をしておりましたが、法律の改正により、

国、地方公共団体、民間事業者の情報保護が一元化されることにより、大半が法律によることとなります。従来から市が取り組んでいる事務である登録簿に関すること、手数料に関することを議第29号の施行条例にまとめており、施行条例と分離して、議第30号で審査会条例を制定するものでございます。

それでは初めに、議第29号について説明をさせていただきます。

議案書の63ページを御覧ください。

制定の理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございますので、概要のほうから説明をさせていただきます。

(1) 番でございます。この条例の趣旨を定めるものでございます。第1条関係でございます。

(2) 条例において使用する用語の定義について定めます。第2条関係でございます。

(3) 個人情報を取り扱う事務については、個人情報取扱事務登録簿を備え付けます。第3条関係でございます。

(4) 手数料は無料とします。ただし、写しの作成及び送付に関する実費は徴収をいたします。第4条関係でございます。

(5) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要に応じて下呂市個人情報保護審査会へ諮問いたします。第5条関係でございます。

(6) 条例の施行について、必要な事項は規則で定めるものとします。第6条関係でございます。

(7) この条例は令和5年4月1日から施行いたします。附則第1条関係でございます。

(8) 新しい条例の制定に伴い、旧条例を廃止いたします。附則第2条関係でございます。

(9) 廃止前の下呂市個人情報保護条例の規定による個人情報の利用義務、取扱い及び規定に違反する行為に対する罰則について、経過措置を定めます。附則第3条関係でございます。

(10) 下呂市債権管理条例の引用先を新条例に改めます。附則第4条関係でございます。

続きまして、議案書の70ページを御覧ください。

下呂市個人情報保護審査会条例の要綱でございます。

2の概要のほうです。

(1) この条例の趣旨を定めます。第1条関係でございます。

(2) 個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について、調査審議する下呂市個人情報保護審査会を設置いたします。第2条関係でございます。

(3) 条例において引用する用語の定義について定めます。第3条関係。

(4) 審査会の所掌事項について定めます。第4条関係。

(5) 審査会は委員5人以内で組織します。第5条関係。

(6) 審査会の委員の任期、会長及び副会長の選任方法等について定めます。第6条、第7条関係。

(7) 審査会の調査権限について定めます。第9条関係でございます。

(8) 審査請求人等からの意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の写しの送付、審査請求人等

への答申書の送付等について定めます。第10条、第11条、第12条、第14条関係でございます。

(9) 審査会の行う調査請求に係る調査審議の手続は、非公開とします。第13条関係でございます。

(10) 審査会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関等に対して資料の提出、意見の開陳等を求めることができます。第15条関係でございます。

隣のページに行きまして、71ページ、(11) 秘密を漏らした者に対する罰則を定めます。第17条関係でございます。

(12) この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則第1条関係。

(13) 下呂市個人情報保護条例の廃止に伴い、審査会の委員の委嘱及び施行日前に行った諮問についての経過措置を定めます。附則第2条関係でございます。

続いて、委員会資料の37ページを御覧ください。

1の(1)には、法律改正の趣旨について記載をしております。

デジタル化社会となる中、個人情報の保護とデータの流通の両立は必要不可欠で、これに向け、民間事業者、国、地方自治体のルールを一元化し、国の個人情報保護委員会で監視・監督していくということでございます。

38ページを御覧ください。

こちらは、今ほど説明をいたしました一元化と監視・監督体制を図示したものでございます。

次に、39ページを御覧ください。

国の法律改正により施行条例を制定することとなりますが、個人情報保護に関する詳細事項は法律によるところとなりますので、大きな変更点を5点、これから説明をさせていただきます。

まず1点目は、死者の情報は個人情報に含まれなくなったという点でございます。ただし、死者に関する情報が遺族等の個人を識別できる場合、こういった場合は個人情報に該当いたします。

次に2点目です。個人情報開示請求ができる方が本人と法定代理人に限られていましたが、弁護士などの任意代理人も委任状などの確認により行えることとなりました。

次に3点目です。目的外利用、外部提供、オンライン結合、要配慮個人情報の収集については、市個人情報審査会の諮問を経て利用等の判断を今までしてございましたが、今後は市長の判断ということになります。

ただし、この判断は、例外として取り扱うことが社会通念上、客観的に見てふさわしい理由があること、そういうことが大前提ということになります。

続きまして、40ページを御覧ください。

4点目です。要配慮者情報が含まれる個人情報、それからクレジットカード番号等で財産的被害が生じるおそれがある情報、不正アクセス等による個人情報漏えい、保有個人情報の本人の数が100名を超える漏えいの発生など、国の個人情報保護委員会が定めるこれらの事項について、漏えい、滅失、毀損が生じたときは、個人情報保護委員会、個人情報の本人に報告することとなりました。

次に5点目です。保有個人情報1,000件を超える事務については、個人情報ファイル簿を作成し、あらかじめ公表することとなりました。なお、従来から市独自で作成していた個人情報取扱事務登録簿は、個人情報を取り扱う全ての事務について作成をしており、今後も個人情報の適正管理の観点から、引き続き保有をしていくことといたしております。

大きな変更点については以上でございます。

なお、40ページ最下段は市個人情報保護審査会に関する内容で、条例要綱のとおりでございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（森 哲士君）

それでは、議第29号、30号について質疑を行います。

質疑はありますか。

#### ○委員（中島新吾君）

この問題は本当に勉強してもよう分からんという難しい、奥の深い、間口の広い問題で、一番のポイントは、本当に市民のプライバシーの保護がちゃんとされるのかどうかという点です。個人情報保護法が第3条できちっと定めています、そのことをね。適正な取扱いが図られねばならないということで。ところが今度、今、下呂市の現行の個人情報保護条例の第6条、7条、10条、11条のきちとした規定が、今度なくなっちゃうんですね。そして、全国で一本化されて、法律のルールに従うということですね、今のそういう説明でしたよね。

一番の根幹である6条、7条、こここのところが条例から消えてしまうという必要が何であるのかと、一番の根幹じゃないですか、プライバシー権を守るという。その部分で、条例から外す必要は全くないというふうに思います。

それから今、5項目、大きく変更されるという中で、今まで保護審査会に諮問して、その答申に基づき行った利用や提供がこれからはできなくなって、市長や行政機関の長が判断してできるようになるということですよ、そういう説明でしたね。ということは、一番最初に言った、本当に市民のプライバシー権を守れるのかと、そこの説明書きにこう書いてあるでしょう。相当な理由とは、自分勝手な判断が許されるんじゃないなくて、社会通念上、客観的に見て例外としてふさわしい理由がという言い方がしてあるんですが、本当に個人の情報ってとんでもなく、絶対に漏えいなんかしてはいかん問題ですよ。その理由がこういう文書で書いてあるということは、一体この仕組み、じゃあ、そのプライバシー権が守れるという担保がどこにあるのか、この法律で、この条例で、その点をお聞きします。

#### ○総務課長（佐伯克典君）

第6条、第7条関係については、これは法律の施行条例という名のとおり、法律に寄り添って、うちに必要な条例を制定してくれというところですよけれども、上位法で同様の内容をもちろんうたってございますので、そういったところでしっかり読んでいくと、個人の情報を保護していくということでございます。

あと、プライバシーの保護といったようなところで、先ほどの市長判断というところですけども、今までも年間2件ほどの審査会のそういった目的外利用といったようなことを審議した経緯もございますが、もちろんこれは、そんな軽はずみで出してもいいよという判断をするものではなくて、もう慎重審議をした上で、それが適当かどうかということも過去の事例も踏まえながら判断をしていくということになります。

あと、やはり今、民間、それから国、地方公共団体が同じルールの中でこれに取り組んでいくという、やっぱり大きなところというのは、個人の情報も守りながら、こういったデータの流通によって経済を回していくという、そういった面もございますので、私どもの下呂市だけがこれにのっとなっていかないということではなくて、全国的に、もちろん岐阜県内の市町村もそうですけども、足並みをそろえて向かっていくということでございます。以上でございます。

#### ○委員（中島新吾君）

課長の言われることは分かるんですが、2つ目のことね、年間2回ぐらいしかないと言われるけど、今回の法律改正の一番の目的は、データ流通がもっとオープンにやれるようにするというのが目的なんですよ、国の、これがDXですよ。

そのために、じゃあ市民個人のプライバシーは守られるという担保が絶対になかったらいかんわけでしょう。年2回、今まで2回だったからでは、データ流通をもっと拡大するという話じゃないんですよ。もっとどんどんやろうという話ですから。今の現実の社会の中でも、もう皆さん、スマホでどんどん情報を流して、それを受け取って、それをビッグデータとして活用している社会なんですよ。

個人データを一番持っているのは自治体ですよ。ここのデータを流通させるというのが今後の目的ですから、それをやるために国が言っておるのが匿名加工情報でしょう。個人が特定できないように加工して流通させると言っている。これは下呂市がやるんですか、匿名加工。

ですから、さっきから言っているように、プライバシー権をちゃんと守れるのかどうか、その担保として匿名加工という形で国は法律で決めています、これは下呂市が匿名加工するんですか、聞きます。

#### ○総務課長（佐伯克典君）

今の内容につきましても、国の委員会が一括管理することになるので、私どももまだ知識がない中で、国・県に相談をかけながら判断をしていくという局面もこれから出てくると思います。

それから匿名加工情報についても、今まだ国のほうから正式にこうなさい、ああなさいということが下りてきておりませんので、その点についても、今後、慎重に進めていくということでございます。以上です。

#### ○委員長（森 哲士君）

3回目の質問になりますので、最後ということですのでよろしくお願いします。

#### ○委員（中島新吾君）

いや、今、まだ課長がね、まだ国の指示が下りていないし、よく分からんと、慎重にやりたい

と言うけど、匿名加工情報って下呂市ではとてもできませんよ。民間の業者に生のデータを全部渡して、それを匿名加工してもらうんですよ。じゃあ、そのデータはどうなるんですか。本当に守れるのかどうか、私はむちゃくちゃ恐ろしい話だと思います。そういう点で、そういう国の今やろうというこの大きな流れ、それを、まだよく分からんので慎重にやりますで、とても受けられません、怖くて。本当に市民のプライバシーが一遍漏えいしたら、大変なことになるでしょう。もう取り返しがつかないですよ。

そして、国がそれぞれの自治体の条例でカスタマイズ、仕様変更はしてはならないと、国の言うとおりのものをつくれって、こういう指示まで出しているじゃないですか。こんな中で、こういう変更を無条件で受けるということについては、私は絶対は認められません。もう、さっきから言うように、漏えいして、出ていったら、もう取り返しがつきませんから。極めて慎重に取り扱うべきだという立場で反対します。

**○総務課長（佐伯克典君）**

やはり慎重に取り扱う必要が十分にあると思います。そこら辺については、近隣町村、もちろん岐阜県も含めて、どういう対応をしていくのかというのは、もう慎重に進める必要があると思いますので、私どもの全く個別の判断で拙速に向かうということはございませんので、よろしくお願いたします。

**○委員（中島新吾君）**

最後に一言だけ言わせてください。

**○委員（中島達也君）**

簡潔にやってください、簡潔に。

**○委員（中島新吾君）**

大事な問題です。

**○委員（中島達也君）**

だから簡潔にやってください。

**○委員長（森 哲士君）**

最後、お願いします。

**○委員（中島新吾君）**

市長、そんな指示を出す権利はないでしょう。議会のやり方に。

市民の側、国民の側が情報に対して、自分の情報です。訂正を求める権利、目的外利用を中止しなさいという請求する権利とか、それから不当に収集された情報を消去するための権利とか、こういうものは今、ヨーロッパのほうでは法律でつくられています。そういう担保が仕組みとしてあります。日本には全くないんですよ、それが。ぜひ国に対して、こういうもの、こういう押しつけをしてくるならちゃんとつくれと、つくった上でやるように強く申し入れてください。

**○委員長（森 哲士君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、続きまして、議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○税務課長（今井寛司君）

議案書の73ページをお願いいたします。

議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございます。

市債権の督促に係る手数料を廃止することにより、事務の効率化、利便性の向上を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきますので、78ページをお願いいたします。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略いたします。

2. 概要でございます。

(1)下呂市税条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。第1条による改正中、第21条関係です。

(2)下呂市介護保険条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。第2条による改正中、第8条関係です。

(3)下呂市濁河温泉施設に関する条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。第3条による改正中、第15条関係です。

下呂市道路占用料条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。第4条による改正中、第5条関係です。

(5)下呂市法定外公共物の管理に関する条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。第5条による改正中、第22条関係です。

(6)下呂市後期高齢者医療に関する条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。第6条による改正中、第5条関係です。

(7)下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の督促手数料に関する規定を削除します。第7条による改正中、題名、第1条、第2条関係です。

(8)この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(9)この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、従前のおり徴収します。附則第2項関係です。

次に、督促手数料の廃止に至った経緯等について御説明をさせていただきます。

委員会資料の41ページをお願いいたします。

1. 督促手数料についてです。

市税が納期限までに完納されない場合において、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないことが地方税法で定められております。ただし、条例で異なる期間を定めることが可能な



ため、本市では30日以内と定めております。

督促状を発送した場合におきまして、当該市町村の条例の定めるところによって手数料を徴収することができる旨が地方税法で定めてあり、本市では、督促状1通につき督促手数料100円を徴収する旨、下呂市税条例で定めているところであります。

2番、廃止に至った背景です。

規制改革実施計画に基づきまして、国から全国の自治体宛てに、公金収納等事務のデジタル化を推進していくことに合わせ、公金収納事務の効率化・合理化を通じて国民生活の利便性の向上を図るように通知されており、督促手数料の徴収については、以下の(1)番から(4)に掲げてありますように、確認事務に係る時間、納付書の再発行手続に係る経費、督促状が届いている、届いていないなどのトラブル、金融機関からの確認事務の廃止への対応などのデメリットがあるとされております。

3番、督促手数料を廃止するメリットであります。

督促手数料の廃止は、多様なトラブル防止と金融機関、市役所、納税者間において、事務の効率化ですとか待ち時間の解消、利便性の向上を図ることができると考えられております。

強調しておきたい点といたしましては、督促手数料を廃止することで徴収を担当していただいております金融機関の窓口負担の軽減、あるいは納付書の使用期限、有効期限を長期化することが可能となり、コンビニエンスストア等での納付可能期間を拡大させて納税者の利便向上を図ろうとするものであることと、督促手数料の収入自体はなくなります、それ以上に経費が削減できるということが上げられます。

4番で、コストの試算です。

具体的に、収入と経費について試算してみました。

令和3年度の実績といたしましては、142万円の発送コストに対しまして、135万円の督促手数料の収入がありました。今後、督促手数料を廃止いたしますと、発送経費がそのまま支出ということになります。

次に、督促手数料を廃止しなかった場合です。

次のページになりますが、これまでの発送経費に加え、新たな徴収に要する経費が上乗せされることから、督促手数料が入ってきたとしても、廃止した場合と比べ61万円ほど多く経費が発生してしまうということが分かります。新たな経費の内訳といたしましては、詳細説明は省略させていただきますが、①番から④番が主な要因となっております。

5番、督促手数料を廃止予定の県内の自治体ということですが、御参考までに、督促手数料廃止済み、廃止予定の県内の自治体についてでございますが、既に廃止済みが岐阜県、それから岐阜市、あと廃止予定が24自治体ということになっております。

説明は以上でございます。御審査よろしくお願いたします。

#### ○委員長（森 哲士君）

議第31号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

それでは、議第31号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○金山振興事務所長（池戸清伸君）**

それでは、議案書の83ページを御覧ください。

議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例についてです。

改正理由でございます。

指定管理者が管理・運営を行うこととなっている同施設について、市の直営とするため当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としまして、当施設はゆったり館設備から電源等の供給を受ける附帯の施設であり、条例は、ゆったり館指定管理者による管理を行わせるものとなっております。ゆったり館につきましては、令和3年3月をもって休館以降、指定管理の方向性を含めながら公募、以降、毎年問合せ企業数件と交渉を行っております。

また、令和4年5月からは、行政財産の目的外使用許可として、温泉入浴以外の居室で地域利用を可能とし、施設を稼働させ施設保全維持を図るなど、現在も施設の活用方向性を探っているところです。

このことから、温泉スタンド条例も本体であるゆったり館の運営方向性を見据えて改正を検討とし、暫定的に振興事務所職員において温泉スタンドの管理対応を行っておりましたが、現状の管理状況に合わせて、直営として運営・運用を図りたく、条例改正を行うものです。

改正の内容は、84ページから86ページのとおりです。

説明は以上です。御審査をよろしく申し上げます。

**○委員長（森 哲士君）**

議第33号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（中島達也君）**

今回、市が直営するという事で、利用時間も終日ということにさせていただいて、下呂市に住むメリットというか、メリットという表現はおかしいですけど、市外の方が羨むというか、いつでも温泉を自宅で入れるということで、ここは大変これはしっかりやっていっていただきたいなと思います。

特に今、ガス代等々、電気代も高騰しておりまして、熱いお湯を自宅へ持って行ってやれば追いきだけで済むというようなことで、自宅の経費はある程度、そういう効果が出てくると思うんですね。特に夏場なんかは朝4時頃、一応持っておかないと、夕方、やっとなら入れてると

というようなことで、物すごく湯温があり過ぎますので、スタンド本体自体の経費は変わりますけれども、市民にとっては大変ありがたいことですので、市内に数か所ございましてけれども、継続的に進めていただきたいなど。特に盆とか正月、子供さんらが帰省されると、早速スタンドへ行って温泉をうちのお風呂に入れて、久しぶりの下呂温泉につかって、下呂温泉ばかりじゃないんですけど、温泉につかってもらうということは大変いいことだと思いますので、今後ともよろしく願います。以上です。答弁はいいです。

○委員長（森 哲士君）

ほか、ありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第33号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第34号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○金山振興事務所長（池戸清伸君）

それでは、議案書89ページをお願いします。

道の温泉駅ひだ金山ぬく森の里温泉は、道の駅の中心施設であるかれんと、リバーサイドスポーツセンター、それからふれあいパーク、金山病院、かなやまサニーランドの施設を含むエリアで利用され、指定を受けております。

当該施設の名称を、下呂市道の温泉駅かれんから、重点道の駅の名称である下呂市飛驒金山ぬく森の里温泉に変更することで、飛驒金山の名称をはっきりと打ち出し、場所をイメージさせる、さらに温泉があることをイメージさせることで同エリアの宣伝の効果を高め、飛驒金山の認識をより高めることを目的として改めたく、条例改正を行うものです。

改正内容は、90ページ記載のとおりです。

説明は以上です。御審査をよろしく願います。

○委員長（森 哲士君）

議第34号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

それでは、議第34号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○市民サービス課長（山中明美君）

委員会資料の43ページをお願いいたします。

議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、私のほうからは税率などについて御説明を申し上げます。

1. 税率改正についてでございます。

国保税の税率は、県に納める納付金や国保事業の実施状況などを鑑みながら、国保財政が健全に運用されるように設定をしております。

下呂市国保会計は、制度改正により岐阜県が運営主体となった平成30年度以降、令和2年度までは一人当たり税額を毎年引き上げ、以後、令和3年度は1万3,000円、令和4年度は1,600円と引下げをしてくれておまして、1人当たり税額は県内21市で低いほうから6番目となっております。

団塊の世代が75歳を迎え後期高齢者医療へ加入し始めたことや、市の人口減少などから国保加入者は減少をしていきます。一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあるため、県への令和5年度納付金の1人当たり金額は前年度比で5,379円増加しております。

本来であれば、税率を引き上げて資金調達を行わなければならない状況でございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策の経済的支援がなくなった今、さらに昨今の急激な物価高騰による家計への影響を考慮し、被保険者1人当たり税額を前年度より年平均1,500円程度減額とする改正を行います。

下記改正案の税率でシミュレーションしたところ、基金を9,000万円投入する必要があると試算をしております。

改正案の表を御覧ください。

区分ごとに所得割、資産割、均等割、平等割とございますが、医療の基礎課税分の資産割を廃止します。均等割及び平等割は令和4年度に減額しておりますので、減額状態を維持するということが据置きとなります。

後期支援分、介護納付分は据置きでございます。ただし、後期高齢者支援分は法改正に伴い賦課限度額を2万円引上げとなります。

試算では、1人当たり年間合計が平均11万6,721円となっております。この平均額を令和4年度の国保税率による額と比較すると、約1,500円の減額ということでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

この表は、年度ごとの税率の推移を一覧にしたものです。一番下が令和5年度の税率でございます。

45ページをお願いします。

この表は、令和5年度の税率案で、5年度中に75歳に到達する方は除き、実際に国保に加入して見える世帯に賦課した場合の、1世帯当たりの保険税額を所得階級別に見たものでございます。

令和3年中の所得により試算をしておりますので、所得の増減により保険税額も変わっていくこととなります。7割、5割、2割軽減や賦課限度額も加味しております。グレーの網かけをした部分が人数の多いところとなっております。

次に、46ページをお願いします。

グラフは、平成29年度から令和5年度までの基金残高と繰越金の合計です。下の表に金額を記

入しておりますが、3年度までは決算額で、4年度は3月補正後の予算額、5年度は当初予算に基づいた数字となります。4年度以降は、予算のため繰越金額は入れておりませんが、決算では予備費のほか、収支の差額により生じた余剰金を繰り越します。令和5年度予算では9,000万円の基金取崩しが必要であると試算をしております。私からの説明は以上でございます。

#### ○税務課長（今井寛司君）

私からは、現在、国会で衆議院を通過して参議院にて審議中の令和5年度税制改正（案）について御説明させていただきます。

委員会資料47ページをお開き願います。

2番で、令和5年度の税制改正（案）の概要です。

令和5年度税制改正の大綱におきまして、国民健康保険税の負担の公平性を図るため、2点の改正が盛り込まれております。

1点目は、5割及び2割の軽減措置の拡充、そしてもう一点が、課税限度額の引上げであります。

それでは1点目の①番、5割及び2割の軽減措置の拡充から御説明申し上げます。

国民健康保険税には軽減措置というものがあります。軽減措置について簡単に御説明申し上げますと、所得に応じて、国保税の均等割とあって、1人当たりの課税と、平等割とあって、世帯当たりの課税について7割、5割、2割の一定割合で軽減する措置のことでございます。

今回の税制改正では、このうち5割軽減と2割軽減の措置の対象者の範囲が拡充されるというものであります。対象者の範囲が拡充されるということは、当然に軽減該当者が増加しますので、国保税の若干の減額による減収が見込まれますが、この減収部分の一部につきましては、国・県の負担金が充てられることになっております。

下の表を御覧願います。

軽減判定に係る所得基準額の一覧表です。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額が、現行の28万5,000円から29万円に引き上げられます。その下、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額が、現行の52万円から53万5,000円に引き上げられます。

次に、②課税限度額の引上げです。

この課税限度額とは何かと申しますと、被保険者の納付意欲に与える影響ですとか、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、高所得世帯に対して際限なく課税するのではなく一定の限度を設ける必要があるため、課税の最高限度額を地方税法の規定の範囲内において市町村の条例で規定することとなっております。

現行の課税限度額は102万円ですが、改正後は104万円に引き上げられます。

次のページのグラフの下の米印にも記載しておりますように、高齢化の進展等により医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が伸び悩んでいる昨今の状況を踏まえ、課税限度額の引上

げを行わずに税率のみを引き上げますと、高所得層の負担が変わらない中で、特に中間所得層の負担が重くなってしまうということで、今回、課税限度額が引き上げられることで、低・中間所得層に配慮した国民健康保険税の見直しが可能になるというものでございます。

参考までに、今後の予定といたしましては、3月中に法案が成立して4月1日施行の地方税法の改正となることから、毎年のごとではございますが専決処分に対応させていただいて、4月の臨時会で条例改正に係る専決処分議案、その他の地方税改正に伴う条例改正と併せて提出をさせていただき予定しておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

**○委員長（森 哲士君）**

議第35号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（中島新吾君）**

保険税の引上げを抑えて対応して下さったことは本当にありがとうございます。

資産割をゼロにされたという理由そのものが、まだ語られていないように思うんですよ。負担を減らすという立場であることは分かりますけど、そもそもこの国保税の決め方が住民税とは違って、基礎控除を引いただけでしょう。扶養控除とかそういうのは引かないんですよ、算定基準。だから、住民税と同じような形で算定すればかなりまた違ってくると思いますし、応益割というのは所得のない人にもかかるという人頭税的な部分がありますので、本来は応能割の主体の決め方というのが本来だというふうに私たちは考えています。

そういう意味で、最初の資産割をなくされたという理由を教えてください。

そして、国がこういう形でやってきていますので、下呂市だけ住民税方式でやるというわけにはいかないことは分かりますけれども、そこら辺の軽減措置について、何か考えておられるなら教えてください。

**○市民サービス課長（山中明美君）**

まず初めに、資産割を廃止するという主な理由でございますが、まず1つに、資産割というのは固定資産税額が算定の基礎となっておりますので、その税に関して二重の負担感があるということ、そして固定資産の保有が現在、必ずしも経済的負担能力を表すわけではないということ、そしてあと、市外に所有する資産については賦課しないため公平性が保たれていない、それから、一番大きいところはこちらだと思うんですが、所得のない人や年金所得だけの人、こういう方にも賦課されておりますので、低所得層の方の負担となっているということ、あと1つは、最後に後期高齢者医療制度など他の健康保険で資産に応じて賦課する制度はないので不均衡感があることで、県内でもこの流れで資産割を賦課しているところはだんだん減ってきておまして、4年度で賦課をしているところは8市町村のみです。市では海津市と下呂市のみということになりますので、そのような観点から資産割を廃止するということでは低所得層の方に配慮ができるのではないかと考えております。

あともう一つですが、応益割と応能割のところでございますが、おっしゃられましたように、

応能割というのは、所得など財政能力というか、そういう力に応じて納めていただくもの、そして、応益割というのは、その世帯ですとか人ですね、その受ける利益によって納めていただくということで、それぞれに税率を決めさせていただいているところなんですけれども、国のほうの指導で、応益のほうと応能割は、大体50対50にするようにということに指導がなされておりますので、試算をするに当たりましては、きっちり50、50というわけではございませんけど、おおむね50、50が保たれるように調整をして税率を決めさせていただいているところでございます。

やはり低所得の方ですとか、納める力、能力に応じてということになりますと、7割減免ですとか、5割減免、2割減免などの減免制度がございますので、そちらのほうで支援をしていけるのではということを考えております。以上でございます。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは続きまして、議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○市民サービス課長（山中明美君）

議案書の97ページをお願いいたします。

議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出でございます。

提案理由でございます。

健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金が引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

99ページ、条例要綱をお願いいたします。

改正理由につきましては、提案理由で申し上げたとおりでございます。

概要でございます。

(1) 出産育児一時金の支給額について、現行の40万8,000円から48万8,000円に改正します。第8条関係でございます。

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(3) この条例施行期日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

出産育児一時金につきましては、産科医療補償制度の掛金1万2,000円と合わせて50万円が支給されるものでございます。この制度に加入している分娩機関での出産については、この掛金を含めて出産にかかった費用を被保険者に代わって分娩機関に直接支払いを行っております。

説明は以上でございます。御審査よろしくをお願いいたします。

○委員長（森 哲士君）

議第36号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、議第36号について質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

#### ○社会福祉課長（熊崎嘉文君）

私のほうからは、議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

104ページを御覧ください。

改正理由でございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく下呂市成年後見制度利用促進協議会の設置及び持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例を改正するものです。

2. 概要、(1)下呂市成年後見制度利用促進協議会を追加します。別表関係でございます。

(2)下呂市立金山病院改革プランを下呂市立金山病院経営強化プランに改めます。

(3)この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（森 哲士君）

議第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、議第37号について質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

#### ○こども家庭課長（二村卓良君）

議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の108ページで説明をさせていただきます。

改正理由としましては、内閣府令の改正に準じ、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、こども園や子育て・保育ステーションなどの施設の管理者による懲戒に係る権限の濫用禁止について、規定を削除いたします。

また、未満児の待機児童が認可外保育所等を利用した場合、市は保護者に特定子ども・子育て支援施設提供証明書の交付を要しないことをただし書で加えたものでございます。

説明は以上でございます。



○委員長（森 哲士君）

それでは、議第38号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島新吾君）

108ページの(1)、なぜこの権限の濫用禁止なのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○こども家庭課長（二村卓良君）

懲戒に係る権限の濫用禁止につきましては、そもそも懲戒自体が禁止ということで民法のほうで定められたということで、該当する条例につきましても、懲戒そのものがいけないと、してはいけないという規則の改正でございます。以上でございます。

○委員長（森 哲士君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、議第38号について質疑を打ち切ります。

それでは続きまして、議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の113ページの条例要綱で説明させていただきます。

改正理由としましては、厚生労働省令の改正に準じて、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、放課後児童クラブ利用者の安全確保を図るため、安全計画の策定と、計画に準じた必要な措置、事業所外で自動車を運行する場合、点呼等により利用者の所在の確認をすることについて、義務として定めております。

また、感染症や自然災害等の発生時における業務の継続や早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定と計画に準じた必要な措置、職員に対する感染症の予防等のための研修や訓練の定期的な実施について、努力義務として定めております。説明は以上でございます。

○委員長（森 哲士君）

議第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしということで、議第39号については質疑を打ち切ります。

続きまして、議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

議案書119ページの条例要綱で説明をさせていただきます。

改正理由としましては、厚生労働省令の改正に準じて、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、子育て・保育ステーションや事業所内保育所等において、前の議案と同様に、安全計画の策定と必要な措置、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認に加えて、自動車における利用者の見落とし防止のためのブザー等の装置の設置について、義務として定めております。

そのほか、管理者の懲戒による権限の濫用禁止規定を削除し、職員に対する感染症の予防等のため研修や訓練の定期的な実施を努力義務として定めております。説明は以上でございます。

**○委員長（森 哲士君）**

議第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、以上で議第40号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○こども家庭課長（二村卓良君）**

議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の123ページ、条例要綱で説明をさせていただきます。

改正理由としましては、中原小学校の閉校に伴い中原めだかクラブを閉鎖するため及び利用料金の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、中原の放課後児童クラブ、中原めだかクラブ、こちらは夏休みのみの開設をしておりましたが、小学校の閉鎖に伴い、条例から削除をいたします。

また、市内の放課後児童クラブの利用料金につきましては、年間利用者の利用料金、今までですと月額5,000円だったものを4,000円に値下げし、長期利用者の料金につきましても、各区分で従前の8割とするものでございます。説明は以上でございます。

**○委員長（森 哲士君）**

議第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○委員（中島新吾君）**

放課後児童クラブの利用料金値下げという、引下げをやっていただきました。これは皆さん喜ばれることだと思います。

それで、先ほど、前の2つの条例改正の中で、計画を立てんといかんと、保育所も児童クラブ

もね。これは市が当然やることなんだけど、そういう計画を立てていく上で、特に放課後児童クラブにおいて、保護者会みたいな、クラブを運営していく上で、そういう組織というのがまだ十分できていないと思うんですよ。まず、ないんじゃないかな、今。だから、そういう保護者の声もしっかり受け止められる、そういう緩やかな組織みたいなものをつくっていく必要があると思うんですが、その計画の中にはあるんですか。

**○こども家庭課長（二村卓良君）**

確かに放課後児童クラブの保護者会的なものは、現在のところはございません。

ただ、クラブへ入るときに保護者と子供と指導員が面接を行っております。そこでいろいろと話を伺ってはおりますので、そこで話は聞けるということで行っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○委員（中島新吾君）**

それは分かるんですよ。だからこそ、そういう緩やかな、PTAとかそういう意味じゃなくて、緩やかな組織的な対応というのは必要だと思いますので、検討をお願いします。

**○こども家庭課長（二村卓良君）**

これから安全計画のほうを策定いたしますので、その中でそういった組織につきましても検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

**○委員長（森 哲士君）**

12時なんですけれども、最後、議第43号まで行きたいと思えますけど、説明のほう、教育委員会事務局、何分ぐらいかかりますか。

じゃあ、すみません。議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○教育総務課長（林 雅人君）**

議案書131ページをお願いします。

議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について。

下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。  
提案理由は、下呂市の登録文化財について新たに規定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧いただきながら、135ページの条例要綱で説明をいたします。

条例要綱の1. 改正理由は同じです。

今回、指定文化財に加えて、新たに登録文化財を条例に規定するものでございます。

2の概要です。

(1)で、目次中に登録文化財の章を加えます。目次関係です。

(2)で、下呂市登録文化財の登録、登録抹消についての条文を追加いたします。改正第26条、第27条関係でございます。

(3)で、下呂市文化財審議会の諮問内容に、下呂市登録文化財の登録及びその登録の抹消の号

を加えます。第28条関係でございます。

(4)で、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

説明は以上でございます。審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森 哲士君）

議第43号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○副委員長（鷺見昌己君）

これは非常にいい条例だと思いますが、ちょっと教えていただきたいんですが、文化財を登録文化財にするための申請ですけれども、これ個人、団体問わず、この基準というか何か、その方法が分かれば教えてください。

○教育総務課長（林 雅人君）

今回のこの条例の改正の目的をお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

この条例は、今回は、現在、登録文化財というのは、国の指定であります建築物のみの登録文化財が合併後、15ございます。今後については、今回これを加えることによりまして、建築物以外、いわゆる無形文化財について、今後可能性が出てきましたので、今回改正させていただいたということで、その申請内容等につきましては、今後の条例改正後に内容を協議しながら細かく決めていく形になろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

具体的に申し上げます。実は、令和4年度に文化庁の補助事業で、（一社）下呂温泉観光協会が、令和4年度文化芸術振興会補助金、食文化ストーリーの創出・発信モデル事業ということで、下呂の朴葉ずしを今、対象文化として登録を目指して事業を行っております。この事業が終わりました暁には、この調査の内容を受けまして、令和5年度に当方のほうから文化財審議会に諮りまして、恐らくこれが無形文化財最初の登録になろうかということで準備を進めておるところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森 哲士君）

ほか、質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

議第43号につきまして質疑を打ち切ります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後1時からの再開としますので、よろしく願いをいたします。お疲れさまでした。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（森 哲士君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き午後からの審査を開始いたします。

それでは、当委員会に審査を付託されました議第17号から議第21号、議第23号から議第41号及び議第43号について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

○委員（中島新吾君）

私は、議第29号、30号に反対します。

○委員長（森 哲士君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第17号から議第21号、議第23号から議第41号及び議第43号について討論を打ち切ります。

採決を行います。

議第17号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第17号については、全会一致で可決すべきものに決しました。続きまして、議第18号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第18号については、全会一致で可決すべきものに決しました。続きまして、議第19号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第19号については、全会一致で可決すべきものに決しました。続きまして、議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第20号については、全会一致で可決すべきものと決しました。続きまして、議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第21号については、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第23号については、全会一致で可決すべきものと決しました。  
次に、議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第24号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第25号については、全会一致で可決すべきものと決しました。  
議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第26号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
次に、議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第27号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第28号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
議第29号 下呂市個人情報保護に関する法律施行条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議第29号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。  
議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議第30号については、賛成多数で可決すべきものに決しました。  
議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第31号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、本件

を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第32号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第33号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

次、議第34号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第34号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

次、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第35号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第36号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

次、議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第37号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第38号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第39号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第40号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第41号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第43号については、全会一致で可決すべきものに決しました。  
以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午後1時10分 終了